

## ○わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）について

地方税法の定める範囲内で、地方団体が特例措置の特例割合を条例で定めることができる  
日進市の特例割合（償却資産）は次のとおりです。

対象	特例割合	法令
汚水又は廃液処理施設	1/2	法附則第15条第2項第1号
下水道除害施設	4/5	法附則第15条第2項第5号
太陽光発電設備	【1,000kw未満】 2/3	法附則第15条第25項第1号イ 又は 旧法附則第15条25項第1号イ
	【1,000kw以上】 3/4	法附則第15条第25項第3号イ 又は 旧法附則第15条25項第2号イ
風力発電設備	【20kw以上】 2/3	法附則第15条第25項第1号ロ 又は 旧法附則第15条25項第1号ロ
	【20kw未満】 3/4	法附則第15条第25項第3号ロ 又は 旧法附則第15条25項第2号ロ
水力発電設備	【5,000kw未満】 1/2	法附則第15条第25項第4号イ 又は 旧法附則第15条25項第3号イ
	【5,000kw以上】 3/4	法附則第15条第25項第3号ハ 又は 旧法附則第15条25項第2号ハ
地熱発電設備	【1,000kw以上】 1/2	法附則第15条第25項第4号ロ 又は 旧法附則第15条25項第3号ロ
	【1,000kw未満】 2/3	法附則第15条第25項第1号ハ 又は 旧法附則第15条25項第1号ハ
バイオマス発電設備	【10,000～20,000未満】 2/3	法附則第15条第25項第1号ニ 又は 旧法附則第15条25項第1号ニ
	【10,000kw未満】 1/2	法附則第15条第25項第4号ハ 又は 旧法附則第15条25項第3号ハ
バイオマス発電設備 (木竹に由来又は農産物の収穫に伴 って生ずるバイオマス)	【10,000～20,000未満】 6/7	法附則第15条第25項第2号
特定事業所内保育施設	1/3	旧法附則第15条第32項
雨水浸透貯留施設	1/3	法附則第15条第40項
サービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅	2/3	法附則第15条の8第2項
中小事業者・小規模事業者が取得した先端設備等	0	旧法附則第64条

令和7年12月時点